

五島市新型インフルエンザ等対策行動計画【概要版】

1 これまでの経緯

新型インフルエンザは、ほとんどの人が免疫を獲得していないため、大きな被害とこれに伴う社会的影響をもたらす懸念がある。

平成25年4月、新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行され、新型インフルエンザ等の危険性があるものが発生した場合、国家の危機管理として対応するため、国及び地方公共団体において実施体制等を整備する必要がある。

平成21年	新型インフルエンザ(A/H1N1)世界的大流行
平成24年4月	新型インフルエンザ等対策特別措置法制定
平成25年6月	新型インフルエンザ等対策政府行動計画策定
平成26年3月	長崎県新型インフルエンザ等対策行動計画策定

2 行動計画の基本的な戦略

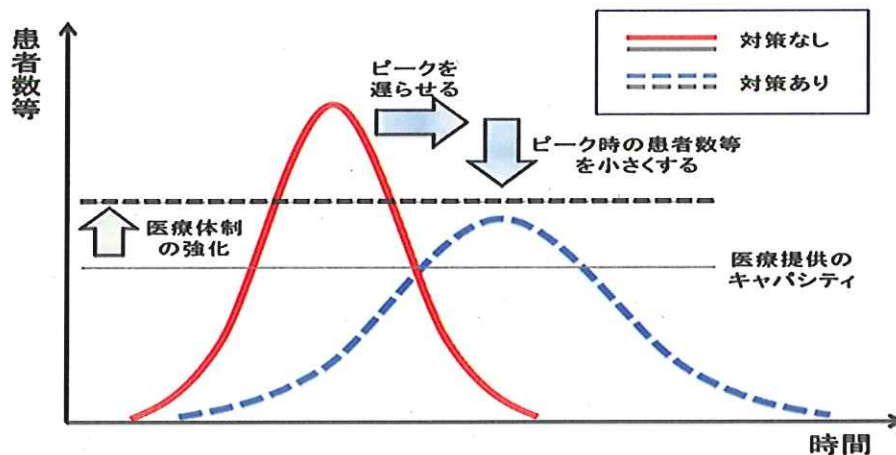
(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

感染拡大を抑え、流行のピークを遅らせるとともに、流行のピーク時に患者を少なくし、医療体制の強化を図ることで、医療機関の受入能力を超えないようにすることにより、患者が適切な医療を受けられるようにする。

適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 市民生活及び社会機能に及ぼす影響が最小となるようにする。

地域での感染対策等を行うことで、欠勤者を減らし、事業継続計画の作成・実施により医療の提供又は市民生活及び社会機能の安定に寄与する業務が維持できるように努める。



3 対象とする感染症

- ①新型インフルエンザ
- ②再興型インフルエンザ（過去に世界で流行したインフルエンザ）
- ③新感染症（感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの）

4 対策の基本的考え方

国内外での発生状況、感染防止方法、受診方法等をその時の状況に応じ迅速かつ的確に情報を提供する。また、学校、医療機関、県等の関係機関との連携を強化し、重症化の予防等の支援体制を整備する。

また、本市は離島であることから空路及び海路での移動する人に対し、監視体制を強化する。

5 政府、県及び市の体制

- ①政府対策本部（新型インフルエンザ等発生時に設置）
指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関が、基本的対処方針に基づき実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進
 - ・基本的対処方針の策定、公表
 - ・新型インフルエンザ等対策に関する総合調整等
- ②長崎県対策本部（新型インフルエンザ等発生時に設置）
県、市町村、地方公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進
 - ・都道府県内の新型インフルエンザ等対策に関する総合調整等
 - ・国又は指定公共機関に対する職員派遣要請
- ③五島市対策本部（新型インフルエンザ等発生時に設置）
市が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進
 - ・市内の新型インフルエンザ等対策に関する総合調整等

6 流行規模と被害想定

数値は、人口の約25%が罹患するものとし、流行が8週間続くという想定。

項目	五島市	長崎県	全国
発病者 (25%)	約9,400人	約346,000人	3,200万人
外来受診者	3,900人～ 7,400人	16万人～ 30万人	1,300万人～ 2,500万人
入院患者	160人～590人	6千～24千人	53万～200万人
死亡者	50人～190人	2,000人～ 7,000人	17万人～ 64万人

7 新型インフルエンザ等対策の主要5項目

(1) 実施体制

- ・五島市新型インフルエンザ等対策本部（本部長：市長）
- ・五島市新型インフルエンザ等対策連絡調整部会（部長：健康政策課長）

(2) 情報提供・共有

- ・市民等へ国内外での発生状況や対策に関して情報提供を行う。

(3) 予防・まん延防止

- ・市民、事業者等に感染対策の周知及び要請を行う。
- ・ワクチンの供給が可能になり次第、国が定める接種順位により市民への予防接種を開始する。

（参考）

国が緊急事態宣言を行った場合、県は必要に応じて不要不急の外出自粛及び学校等の施設使用制限を要請する。市は必要に応じて県に協力する。

(4) 医療

- ・新型インフルエンザ等の発生早期においては、相談窓口として帰国者・接触者相談支援センターを設置するとともに、発生国からの帰国者や患者の濃厚接触者の診療は帰国者・接触者外来を有する医療機関でしか行わない。新型インフルエンザ等と診断された患者に対し感染症指定医療機関等への入院措置を行う。
- ・帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者が見られるようになった場合等は、一般の医療機関で診療する体制に切り替える。

(5) 市民生活及び社会機能の安定の確保

- ・事業者に従業員の健康管理の徹底、職場の感染対策を要請する。
- ・国が緊急事態宣言を行った場合、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買い占め及び売り惜しみが生じないよう調査・監視を行う。

8 発生段階に応じた対応

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて対応が異なることから、以下の6つの段階に分類し、それぞれの段階において、上記の5項目の対策を行う。

- ①未発生期
- ②海外発生期
- ③県内未発生期（国内発生早期又は国内感染期）
- ④県内発生早期（国内発生早期又は国内感染期）
- ⑤県内感染期（国内感染期）
- ⑥小康期



①実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・全庁的な体制なし
②情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> ・定点医療機関から季節性インフルエンザの患者数を把握 ・新型インフルエンザ等の基本的な情報提供
③予防・まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な感染対策の普及
④医療	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所や医師会等の関係者と連携し医療体制を整備
⑤市民生活及び社会機能の安定	<ul style="list-style-type: none"> ・要援護者への生活支援の方法を決定



①実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 五島市新型インフルエンザ等対策連絡調整部会 必要に応じて五島市新型インフルエンザ対策本部
②情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> 海外の発生状況を国・県を通じ情報収集 国の要請により患者数を把握 市ホームページ等により市民へ情報提供 相談窓口を設置
③予防・まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> 患者、濃厚接種者への対応準備 市民・事業者等への感染予防対策の周知徹底
④医療	<ul style="list-style-type: none"> 発生段階に応じた医療機関の役割確認 医療機関及び利用者への情報提供と感染対策の啓発
⑤市民生活及び社会機能の安定	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者へ感染対策啓発と具体的な生活支援の見直し 生活必需品等の個人確保対策の周知 行政機能継続のため市職員の勤務体制及び業務遂行を調整



①実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 五島市新型インフルエンザ等対策連絡調整部会 必要に応じて五島市新型インフルエンザ対策本部
②情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> 国内外の発生状況を国・県を通じ情報収集 全ての患者数を把握 市ホームページ等により市民へ情報提供 相談窓口を設置
③予防・まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> 市民・事業者等への感染対策の要請 国が定める接種順位により市民への予防接種を実施
④医療	<ul style="list-style-type: none"> 帰国者・接触者外来（専用医療機関） 感染がまん延した場合の診療体制を準備
⑤市民生活及び社会機能の安定	<ul style="list-style-type: none"> 事業者に対し従業員の健康管理の徹底及び感染対策の準備要請 生活必需品等の調査・監視（物価、買占め、売り惜しみ） 市業務継続の確認及び市職員の感染者の把握



①実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 五島市新型インフルエンザ等対策連絡調整部会 必要に応じて五島市新型インフルエンザ対策本部
②情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> 国内外の発生状況を国・県を通じ情報収集 全ての患者数を把握 市ホームページ等により市民へ正確な情報提供及び正しい知識の周知 相談窓口を設置
③予防・まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> 市民・事業者等への感染対策の要請 国が定める接種順位により市民への予防接種を実施
④医療	<ul style="list-style-type: none"> 帰国者・接触者外来（専用医療機関） 感染の疑いがある患者へ具体的な対応により、診療を行う
⑤市民生活及び社会機能の安定	<ul style="list-style-type: none"> 事業者に対し従業員の健康管理の徹底及び感染対策の準備要請 生活必需品等の調査・監視（物価、買占め、売り惜しみ） 市業務継続の確認及び市職員の感染者の把握



①実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 五島市新型インフルエンザ等対策連絡調整部会 必要に応じて五島市新型インフルエンザ対策本部
②情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> 国内外の発生状況を国・県を通じ情報収集 全ての患者数を把握が通史になった場合、定点把握に変更 市ホームページ等により市民へ正確な情報提供及び正しい知識の周知 相談窓口を設置
③予防・まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> 市民・事業者等への感染対策を強く勧奨する 国が定める接種順位により市民への予防接種を実施
④医療	<ul style="list-style-type: none"> 帰国者・接触者外来を中止し、診療を一般医療機関に変更 医療体制・診療場所・患者搬送体制の確認
⑤市民生活及び社会機能の安定	<ul style="list-style-type: none"> 生活必需品等の調査・監視（物価、買占め、売り惜しみ） 要援護者への生活支援実施と地域住民への協力要請



①実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態解除宣言により五島市新型インフルエンザ等対策本部は廃止
②情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外の発生状況を国・県を通じ情報収集 ・患者数は定点把握 ・第一派終息と第二派への備えの必要性を情報提供 ・相談窓口の縮小
③予防・まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ・国が定める接種順位により市民への予防接種を実施
④医療	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の医療体制に戻す
⑤市民生活及び社会機能の安定	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態措置の縮小・中止